

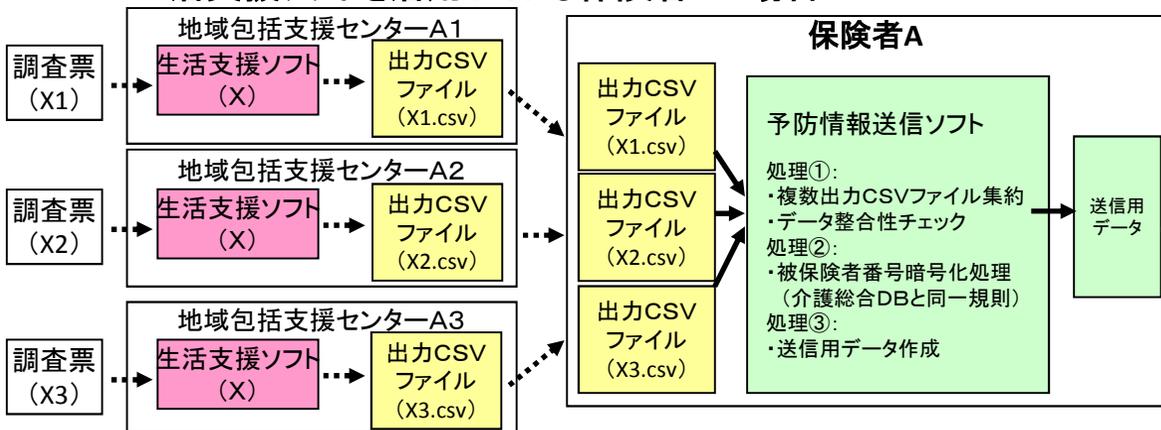
# 日常生活圏域ニーズ調査データの収集の流れ（イメージ）

ステップ1

ステップ2

ステップ3

## 生活支援ソフトを活用している保険者Aの場合



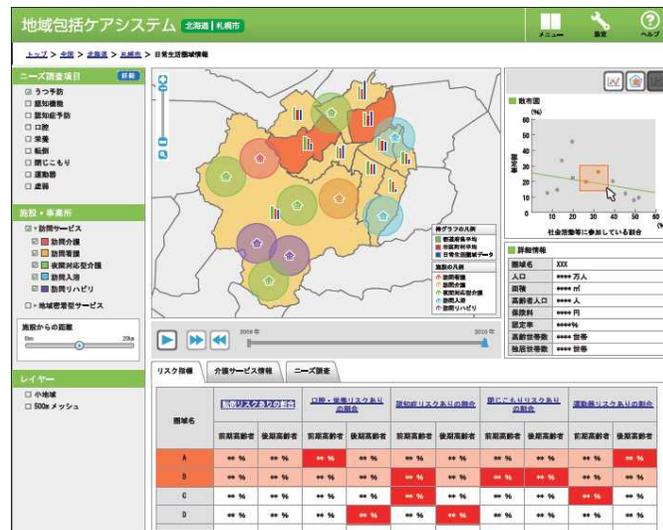
国の運営する「介護保険総合データベース」

要介護認定データ（心身の状況に関する情報）  
データの結合  
介護保険レセプトデータ（介護サービスに関する情報）

日常生活圏域ニーズ調査データ

情報提供（見える化）

インターネット  
（セキュアなネットワーク）

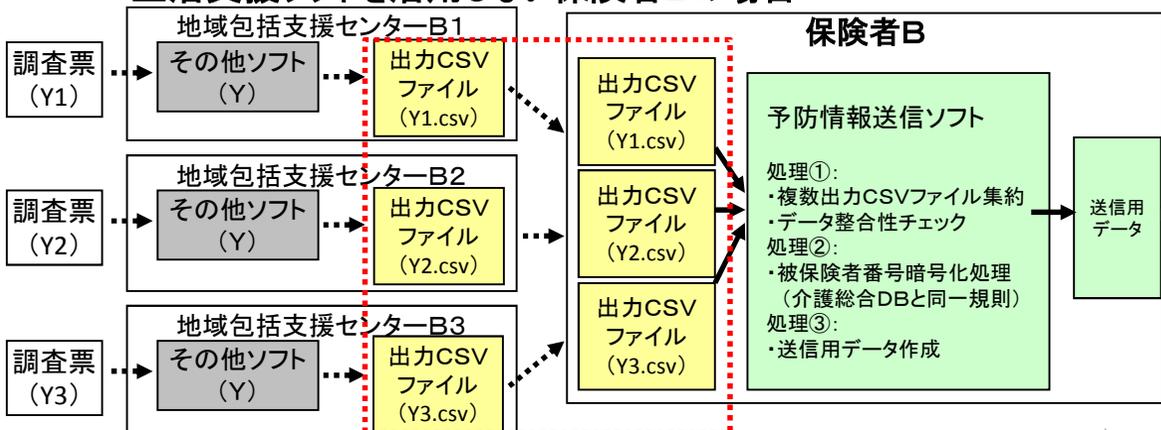


ステップ1

ステップ2

ステップ3

## 生活支援ソフトを活用しない保険者Bの場合



### 【留意点】

生活支援ソフトを活用しない保険者であっても、平成25年度試行的「見える化」事業への参加を希望する場合は、国が提示するインタフェース仕様書に沿ってCSVファイルを作成し送信する必要があります。

ステップ1  
保険者が、日常生活圏域ニーズ調査の参考様式を踏まえて調査を実施。

ステップ2  
保険者が、日常生活圏域ニーズ調査の電子データを集める。

ステップ3  
保険者が、「予防情報送信ソフト」を用いて、集めたデータを国へ送信する。

# 「予防情報送信ソフト」の利用手順について（イメージ）

保険者

①郵便を受取



②予防情報送信ソフト  
ダウンロード

WWW 予防情報送信ソフト  
ダウンロード画面

認証コード

ログインID

パスワード

ダウンロード

郵送されたダウン  
ロード情報に基づき  
ソフトをダウンロード

保存



③予防情報送信ソフト  
インストール

予防情報送信ソフト  
インストール画面

保険者番号

メールアドレス

認証コード

インストール

指定



④送信用データ作成  
(予防情報送信ソフト)

予防情報送信ソフト  
データ取込画面

入力元  参照

出力先  参照

データ作成

被保険者番号を  
暗号化

作成

指定



⑤送信用データアップロード  
(予防情報送信ソフト)

WWW 予防情報送信信用  
Webサイト画面

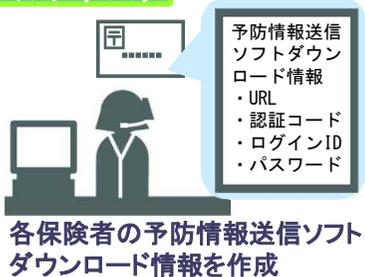
参照

アップロード

アップロード

暗号化通信

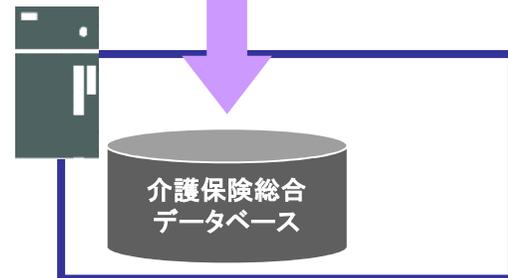
厚生労働省  
ヘルプデスク



※調査票データ

保険者内の地域包括支援センター等が実施した調査結果を、生活支援ソフト等を用いて、「介護保険総合データベース送信用回答ファイル」及び「同評価結果ファイル」として事前に作成・収集していただく必要があります。

インターネット



# 平成25年度の試行的「見える化」事業に参加する場合の 日常生活圏域の調査方法の留意点

## 【調査対象高齢者の範囲について】

○保険者内の在宅の高齢者の現状を把握するためには、要支援・要介護者を含めた在宅で生活する高齢者全体を対象として調査を実施することが望ましい。

## 【標本設計・抽出方法について】

○調査に際しては、可能な限り悉皆調査とすることが望ましい。

○標本調査を実施する場合には、以下のような調査設計情報を提供していただく見込みである。

○標本数が一定数に満たない属性の集計結果については、秘匿の観点から表示しない見込みであることから、標本数の設定に際しては、設定した各層において50以上の回収を得るように努めること。

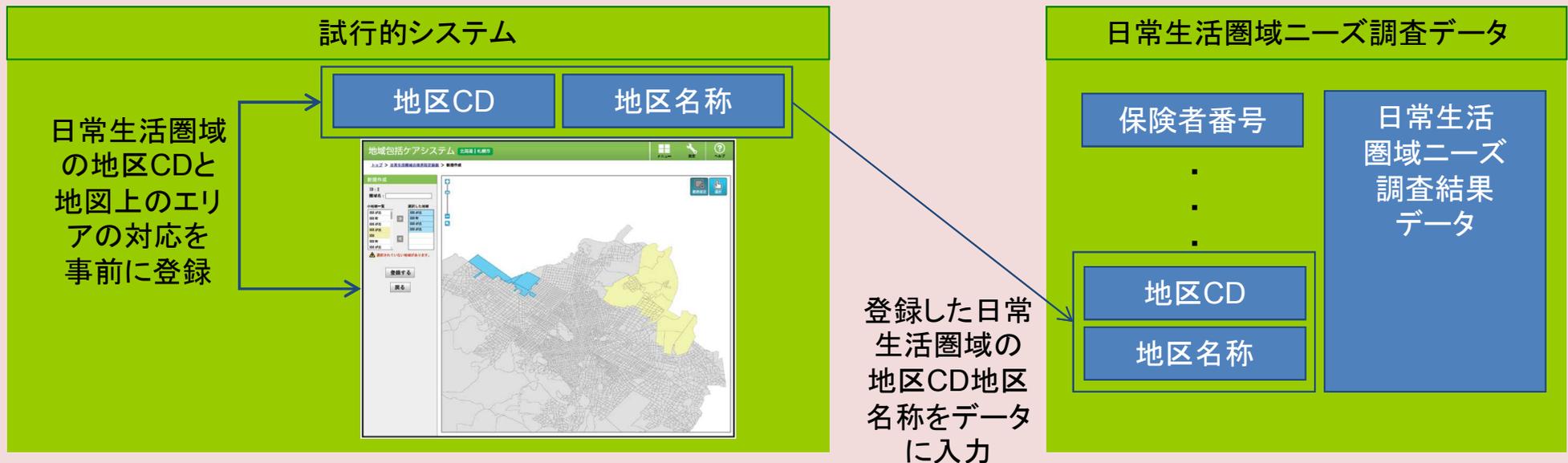
		提供内容(案)	
対象とした母集団		一般～1次予防対象者、2次予防対象者、要支援者、要介護者	
調査の方法		悉皆調査、標本調査の区分	
回収の状況		回収率	
標本調査の場合のみ	標本抽出の方法	単純無作為抽出法、層化無作為抽出法 <sup>*1</sup> の区分	
	標本数	抽出を行った高齢者の人数	
	層化無作為抽出法の場合のみ	設定した層の情報	日常生活圏域、年齢階級、性別等の区分
		層別の標本数	設定した層の区分毎の標本数(例:男性100人、女性200人等)
		層別の回収率	設定した層の区分毎の回収率

\*1:層化無作為抽出法とは、一定の抽出率ではなく、高齢者といくつかの区分(層;例えば年齢毎)によって異なる抽出率で調査を行う場合です。

# 平成25年度の試行的「見える化」事業に参加する場合の 日常生活圏域の調査方法の留意点

## 【日常生活圏域境界情報の登録について】

○試行的システムにおいて日常生活圏域別の集計・分析を行うためには、試行的システムにおいて日常生活圏域の境界情報を登録し、登録情報に従って、日常生活圏域ニーズ調査データの「地区CD」「地区名称」に入力を行った上でデータの送信を行う必要がある。



## 【調査結果の提出時期について】

○試行的システムは、平成26年2月頃までに開発を行う予定である。平成25年度事業に参加する場合は、データの登録は1月頃から順次実施することから、参加をする自治体については、平成26年1月末までに調査結果のデータを提供すること。

○試行的システムの要件定義及び設計時進行に伴って、今後詳細化される要件については、順次情報提供を行う。